

町民課からのお知らせ

八百津町国民健康保険についてのお知らせ

□国民健康保険の届け出はお済みですか？

勤務先の健康保険と国民健康保険（以下、国保）で保険を切り替える場合には、どちらも届け出が必要です。自動的に加入・脱退とはなりませんのでご注意ください。

国保に加入する場合の届け出に必要なもの

- 勤務先の健康保険を脱退したことを証明するもの（資格喪失連絡票や離職票など）
 - 印鑑
 - 年金手帳・年金証書など
 - 本人確認ができるもの（運転免許証など）
- ※加入の届け出が遅れた場合は、前の健康保険の資格を喪失した時点までさかのぼって国保に加入することになり、その分の国保税もかかりますので、お早めに届け出をお願いします。

国保を脱退するときの届け出に必要なもの

- 勤務先の健康保険証
 - 年金手帳など
 - 国保の保険証（脱退する方全員分）
 - 印鑑
 - 本人確認ができるもの（運転免許証など）
- ※脱退の届け出が遅れると勤務先の健康保険の保険料と国民健康保険税が二重払いになってしまうこともあります。また他の健康保険に加入して国保の資格がなくなった後に国保の保険証を使用した場合、国保が負担した医療費を返していただくことがありますので、お早めに届け出をお願いします。

国保の加入・脱退や転出・転入、保険証の内容（住所・世帯主・氏名）の変更等がありましたら、14日以内に役場1階 町民課または各出張所へ届け出をお願いします。

□あなたは国保以外の保険制度の被扶養者に該当しませんか？

社会保険や共済組合など国保以外の保険制度に加入している方（被保険者）の収入により生計を維持していて、右記の条件に該当される方は、社会保険・共済組合等の被扶養者になれる可能性があります。被扶養者になると、認定された月から国保税の負担がなくなります。一方で勤務先の健康保険の保険料は被保険者の収入に応じて決まることから、被扶養者の人数が増加しても保険料は変わりません。被扶養者になれる条件はあくまで目安ですので、詳細については被保険者の勤務先にお問い合わせください。

被扶養者の条件

- 主として被保険者の収入により生計を維持されている75歳未満の方
- 被保険者の配偶者、子、父母他三親等内の親族である（祖父母、父母、配偶者、子、孫、弟、妹以外は同居であることが必要）
- 年間収入が130万円未満（60歳以上または一定の障がいがある方は180万円未満）かつ被保険者の収入の2分の1未満である

□「退職者医療制度」の届け出にご協力をお願いします

【退職者医療制度の届出】

退職者医療制度に該当される方で届け出がお済みでない場合は、年金証書、保険証、印鑑（朱肉を使うもの）をご持参のうえ、役場または出張所で届け出をお願いします。届け出をすると「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。

退職者医療制度の対象者

退職被保険者（本人）

- 厚生年金・共済年金等の受給権があり、厚生年金・共済年金の加入期間が20年以上または40歳以降の加入期間が10年以上ある
- 65歳未満

退職被保険者（家族）

- 退職被保険者と同一世帯で、退職被保険者により生計を維持している
- 年間の収入が130万円未満（60歳以上または、一定の障がいがある方は180万円未満）である
- 65歳未満